



8章

助成關係

8章 助成関係

里帰り等妊婦健康診査費用助成制度

里帰り先や都内契約医療機関以外（助産所含む）で妊婦健診を受診したとき、支払った妊婦健診受診料及び新生児聴覚検査費用の全額あるいは一部を助成します。

問合せ先 ▶ 健康づくり課 管理担当 TEL：5744-1661

妊娠高血圧症候群などの医療費助成

妊産婦が妊娠高血圧症候群などの病気にかかり、入院して治療する必要がある場合は、保険診療となる医療費の自己負担分を助成します。（入院日数や所得制限などの一定の要件があります。）

＜対象となる病気＞

妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、糖尿病、産科出血、心疾患、貧血

問合せ先 ▶ 各地域健康課業務係 P.112～113、P.122参照

指定助産施設

入院して分娩する費用の支払いが困難な妊婦は、指定の助産施設で入院助産が受けられます。所得制限と所得に応じた費用負担があります。なお、施設利用費を一部負担していただく場合もあります。詳細はお問い合わせください。

問合せ先 ▶ 各生活福祉課相談係 P.112～113、P.122参照

出産育児一時金の支給

出産のとき、出産した方が加入している健康保険から出産育児一時金が支給されます。妊娠85日以上の死産・流産も該当します（医師の証明が必要）。

出産時の費用負担の軽減を図るため、保険者が医療機関に直接支払う直接支払制度（一部医療機関を除く）、または医療機関を受取代理人とする受取代理制度（対象医療機関のみ）があります。これらの制度を利用しない場合は、出産後、加入している健康保険に申請してください。

問合せ先 ▶ 加入の各健康保険へ
（国保の方：国保年金課国保給付係 TEL：5744-1211）

新生児聴覚検査の費用助成

新生児聴覚検査とは、生まれてすぐ、赤ちゃんが眠っている間に聴覚障害の疑いがないかを調べる検査です。検査の費用の一部を助成します。受診票は、「母子の保健バッグ」の中の「受診票セット」に入っています。

1か月児健康診査の費用助成

生後概ね1か月頃に受診する健康診査にかかった費用の一部を助成します。（上限額は4,000円）郵送での申請です。詳細は大田区ホームページへ。



多胎児家庭移動経費の助成

3歳未満の多胎児を養育する家庭が、母子保健事業等に参加するために利用したタクシー費用の一部を助成します。詳細は大田区ホームページへ。



問合せ先

→▶ 健康づくり課 管理担当
TEL：5744-1661

こどものための諸手当

申請をした月の翌月分から支給されます。転入（前住所地の転出予定日）や出生の翌日から15日以内に申請した場合は、転入や出生の属する月の翌月分から支給されます。

問合せ先

→▶ 子育て支援課子ども医療係 TEL：5744-1275

種類	支給要件	年齢区分	手当月額
児童手当 (所得制限限度額未満の方) ※	中学校修了前（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれの方は前日の3月31日まで）の児童を養育している方	3歳未満（一律）	15,000円
		3歳以上小学校修了前（第1・2子）	10,000円
		3歳以上小学校修了前（第3子以降）※	15,000円
		中学生（一律）	10,000円
特例給付 (所得制限限度額以上上限限度額未満の方) ※		中学校修了前までの児童（一律）	5,000円

※所得制限限度額、所得上限限度額は税法上の扶養親族数によって異なります。詳細はお問合せください。

※第3子以降とは、手当の支給対象ではない児童（18歳に達した日以後、最初の3月31日まで）を含めて第○子と数えます。

※所得上限限度額を超える場合は、支給対象外となります。

※令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の制度が改正となります。

詳細は区ホームページをご覧ください。

児童医療費助成（令和5年4月1日改正）

☆ 0歳から18歳までのお子さん

区内に住民登録をしており、健康保険に加入している0歳から高校3年生相当年齢まで（18歳到達後最初の3月31日まで。4月1日生まれの方は前日の3月31日まで）のお子さんの保険診療となる医療費の自己負担分と入院時の食事療養標準負担額を助成します。年齢に応じて①乳医療証、②子医療証、③青医療証を交付します。お子さんが出生したときや、大田区に転入された方は申請してください。所得制限はありません。

<申請に必要なもの>申請者は原則お子さんと同居の保護者で生計中心者の方

・お子さんの健康保険証の写し

<資格の発生日>

申請した月から受給資格が発生します。ただし、出生と転入については異動日から6か月以内に申請すれば、出生日・転入日にさかのぼって受給資格が発生します。

<助成の方法>

◎ 都内の医療機関で受診するとき

医療機関で、健康保険証と医療証を提示すると、保険診療の自己負担分を支払わずに受診できます。

◎ 都外の医療機関・都内の契約外の医療機関で医療費及び入院時の食事療養標準負担額を支払ったとき

下記の書類等をそろえて子ども医療係窓口または郵送で申請してください。申請書は大田区ホームページからダウンロードすることができます。また、当係へご連絡いただければ、ご自宅、里帰り先等に送付いたします。

<申請に必要なもの>

①領収書（ただし、受診者名・領収金額・診療日・保険点数などの必要項目の記載がない場合は医療機関で証明をもらってください。レシートは不可。） ②お子さんの健康保険証 ③医療証 ④医療証に記載されている保護者名義の普通預金口座

※健康保険の対象にならないもの（健康診断・予防接種・差額ベッド代・特定療養費・薬の容器代等）、交通事故等の第三者の責任によるもの、スポーツ共済の適用があるものは、助成できません。

◎ 高額療養費について

医療機関に支払う1か月分の保険診療の自己負担分が、限度額（所得要件により異なります。）を超えた場合は、高額療養費に該当します。先にお子さんが加入する健康保険組合等に高額療養費に該当する医療費の請求をしていただき、返還を受けた後に申請していただくのが原則ですが、自己負担分の支払い方法により申請方法や必要書類が異なるため、詳細はお問い合わせください。

問合せ先

――▶ 子育て支援課子ども医療係 TEL:5744-1275

● こどもの疾病に対する医療費助成

問合せ先 ▶▶▶ 各地域健康課業務係 P.112~113, P.122参照

養育医療

出生時体重が2,000g以下、または生活力が特に弱く一定の症状を示す乳児で、医師が入院養育を必要と認めた場合に、指定養育医療機関であれば、保険診療の自己負担分についての医療費の給付が受けられます。保護者の所得に応じて一部負担があります。

小児慢性特定疾病

右に掲げる疾病の治療を受ける18歳未満(20歳未満まで延長する場合あり)のお子さんの医療費を助成します。(一部自己負担あり)

- ▶ 悪性新生物
- ▶ 慢性腎疾患
- ▶ 慢性呼吸器疾患
- ▶ 慢性心疾患
- ▶ 内分泌疾患
- ▶ 膠原病
- ▶ 糖尿病
- ▶ 先天性代謝異常
- ▶ 血液疾患
- ▶ 神経・筋疾患
- ▶ 慢性消化器疾患
- ▶ 免疫疾患
- ▶ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- ▶ 皮膚疾患
- ▶ 骨系統疾患
- ▶ 脈管系疾患

療育給付

18歳未満のお子さんで、結核の治療のため医師が入院を必要と認めた方に対し、指定療育機関における入院医療、並びに学習や療養生活に必要な物品の給付が受けられます。あらかじめ、感染症法の医療給付の承認を得ておく必要があります。

育成医療

18歳未満のお子さんで、肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他の内臓障害、免疫機能障害のため、現在又は将来において機能障害を残す可能性があり、手術を前提とした入院により術後に機能回復が見込まれる方が対象。指定医療機関での治療に限り、保険診療となる医療費の自己負担分の一部が給付されます。事前申請を原則とします。

就学援助

一定の所得に満たない世帯を対象に、学用品費など学校でかかる費用の一部を支給しています。対象は、区内にお住まいの小・中学校に通学しているお子さんの保護者です。大田区立学校の場合は学校へ、それ以外の方は下記問合せ先へご相談ください。

問合せ先 ▶▶▶▶▶ 学務課学事係 TEL:5744-1429

● 学資援助制度を利用できます

大田区貸付型奨学金

対 象

- (1) 区内に1年以上居住する方に扶養されている方
- (2) 経済的な理由により就学が困難な方
大学等（大学、短期大学、専修学校専門課程）に進学予定又は在学中の方

内 容

- (1) 貸付額
大学等 国公立月額35,000円以内、私立月額44,000円以内
- (2) 利子 無利子
- (3) 返還方法
卒業の月の翌月から1年間据置後、20年以内に月賦、半年賦又は年賦で返還。

申込受付期間

- (1) 在学生は4月下旬～6月上旬
- (2) 進学予定者は、大学等は9月上旬から11月上旬

福祉人材確保奨学金制度

貸付終了後、区内福祉関連施設等で勤務するなど一定の要件を満たした方を対象に区奨学金の返還額を全額もしくは一部減免します。（要事前申出）

高校等進学準備給付型奨学金

対 象

- (1) 区内に1年以上居住する住民税非課税世帯の方から扶養されている方
- (2) 学業成績3.0以上の方
- (3) 高校等（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程）に進学予定の方
- (4) 生活保護世帯の生徒でないこと

給付額 入学準備金1人につき8万円

申込受付期間 11月上旬～1月上旬

大学等進学準備給付型奨学金(大学等進学応援基金)

対 象

- (1) 大田区貸付型奨学金の申込み資格を満たし、4月に大学等に入学予定の方
- (2) 経済的に困窮し、かつ極めて学業優秀な方
- (3) 以前に給付型奨学金を受けたことがない方

給付額

入学準備金として、1人につき15万円

申込受付期間

9月上旬～11月上旬(大田区貸付型奨学金申込みと同時に申し込むこと。大学等進学準備給付型奨学金(大学等進学応援基金)単独の申込みは不可)

問合せ先

――▶ 福祉管理課援護係 TEL:5744-1245

● 高校・大学等を受験する方のために

受験生チャレンジ支援貸付事業

一定所得以下の世帯(要件有)を対象に、中学3年生・高校3年生またはこれに準じる者の学習塾代や受験料を無利子でお貸します。高校や大学に入学した場合は、申請により返済が免除されます。詳細はお問い合わせください。

貸付資金

- ① 学習塾・各種受験対策講座等の受講費用 上限200,000円
- ② 高校受験料(中学3年生)上限27,400円 ※1回あたりの受験料上限は23,000円まで
- ③ 大学受験料(高校3年生)上限80,000円 ※1回あたりの上限の定めはありません。

申込期限 令和7年1月31日(金)

問合せ先

――▶ 大田区社会福祉協議会 受験生チャレンジ支援担当
TEL:3736-2026

●ひとり親家庭等のための諸手当

所得制限があります。いずれも申請手続きが必要です。

問合せ先

→ こども家庭部子育て支援課児童育成係 TEL：5744-1274

種類	支給要件	手当月額
児童育成手当	次のいずれかの状態にある児童（18歳に達する日の属する年度の末日まで）を扶養している方 (1)父母が離婚した児童 (2)父又は母が死亡した児童 (3)父又は母に1年以上遺棄されている児童 (4)婚姻によらないで出生した児童 (5)父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 (6)父又は母がDV保護命令を受けた児童 (7)父又は母が生死不明である児童 (8)父又は母が重度の障害を有する児童	児童1人につき 13,500円
	障害手当 20歳未満で、心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方 (1)「身体障害者手帳」1・2級の児童 (2)「愛の手帳」おおむね1～3度の児童 (3)脳性まひ又は進行性筋萎縮症の児童	児童1人につき 15,500円
児童扶養手当	次のいずれかの状態にある児童（18歳に達する日の属する年度の末日まで、又は児童が重度の障害を有する場合は20歳に達する日の前日まで）を扶養している父、母又は養育している方 (1)父母が離婚した児童 (2)父又は母が死亡した児童 (3)父又は母に1年以上遺棄されている児童 (4)婚姻によらないで出生した児童 (5)父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 (6)父又は母がDV保護命令を受けた児童 (7)父又は母が生死不明である児童 (8)父又は母が重度の障害を有する児童	児童1人の場合 10,740円～ 45,500円 2人目 5,380円～10,750 円加算 3人目以降は1人 につき 3,230円～6,450円 加算 (所得金額、扶養 人数により異なり ます。)
特別児童 扶養手当	20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方 (1)「身体障害者手帳」おおむね1～3級程度の児童 (2)「愛の手帳」おおむね1～3度程度の児童 (3) その他内部障害、精神障害のある児童 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。	1級55,350円 2級36,860円

※手当月額は変更になる場合があります。

※児童扶養手当は、令和6年11月以降、制度改正が予定されています。

ひとり親家庭等 医療費助成事業

次の方が健康保険証を使って診療を受けたとき、窓口で支払う健康保険の自己負担分のうち、その一部又は全部を助成します。(ただし所得制限があります。)なお、生活保護を受けていないこと、児童が児童福祉施設(保育園などは除く)に措置入所していないこと及び児童福祉法に規定する里親等に委託されていないことが要件です。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及びその他養育者
- (2) ひとり親家庭の父又は母及びその他養育者に扶養される児童(18歳に達した日の属する年度の末日までの方及び20歳未満で重度の障害のある方)
- (3) 上記(1)及び(2)に準じる方

問合せ先

子育て支援課児童育成係 TEL:5744-1274

ひとり親世帯転居一時金助成

現に児童扶養手当を受給している世帯で、区内民間賃貸住宅に3年以上居住し、取壊し等のために、転居を余儀なくされた世帯に対して、区内民間賃貸住宅に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用(礼金・権利金・仲介手数料)の一部を助成します。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合は助成の対象となりません。

※事前申請が必要で、所得制限と助成限度額があります。

問合せ先

住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内)
TEL:5744-1343

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

対象となる講座を受講した場合、受講経費(入学金や受講料等)の一部を支給します。講座受講前に区へ講座指定の申し込みが必要です。

対象

次のすべての要件を満たす母子家庭の母と父子家庭の父

- (1) 児童扶養手当の受給者または同様の所得水準であること
- (2) 過去に本事業に基づく給付金を受給していないこと
- (3) 該当講座の受講が適職につくために必要と認められること

問合せ先

各生活福祉課相談係
P.112~113, P.122参照

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

国家資格取得を目的として、1年以上(平成3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援を行います。

対象

次のすべての要件を満たす母子家庭の母と父子家庭の父

- (1) 児童扶養手当の受給者または同様の所得水準であること
- (2) 修業年限1年以上の養成期間において、国家資格等の取得が見込まれること
- (3) 就業と修業の両立が困難であると認められること
- (4) 過去に本事業に基づく給付金を受給していないこと
- (5) 本事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生士、調理師等

問合せ先

各生活福祉課相談係
P.112～113, P.122参照

母子及び父子福祉資金の貸付

貸付対象

都内に6か月以上在住している母子家庭の母と父子家庭の父で、20歳未満の子を扶養している方

償還期間 3年～20年(資金の種類ごと、最長)

利子

<無利子> 修学資金、就学支度資金、修業資金等

<無利子又は年1%>

生活資金、技能習得資金、転宅資金等

問合せ先

各生活福祉課相談係
P.112～113, P.122参照

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すため、区が指定した対象講座を受講、修了した際に給付金を支給します。

対象

次のすべての要件を満たす母子家庭の母又は父子家庭の父及び子ども

- (1) 児童扶養手当の受給者または同等の所得水準にあること
- (2) 就業に必要であると認められること
- (3) 高等学校卒業生、大学入学資格検定合格者等、すでに大学入学資格を有していないこと
- (4) 過去に本事業による給付金を受給していないこと

給付金

・開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金

問合せ先

各生活福祉課相談係
P.112～113, P.122参照